

バイオフィリア研究所受託研究規程

(平成 27 年 9 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条

この規程は、バイオフィリア研究所（以下「本研究所」という。）の教育・研究に寄与するため、本研究所外部の団体等（以下「委託者」という。）から委託を受けて本研究所教員（以下「教員」という。）が研究（以下「受託研究」という。）を行う場合の手続きについて定める。

(受託者)

第 2 条

受託研究において、受託者は本研究所長とする。

(受託研究契約等)

第 3 条

委託者から受託研究委託申出書（様式第 1 号）により申出があったとき、研究所長は審査のうえ、受託することができる。

2 前項の受託をする場合、研究所長は、研究受託書（様式第 2 号）を委託者に交付する。

ただし、特に契約書を必要とする場合は、受託研究契約書を取り交わすものとする。

(受託研究費)

第 4 条

受託研究の履行のために、委託者が本研究所に納入する金員を受託研究費という。

2 研究所長は、委託者に対して、受託研究費の請求（様式第 3 号）を行う。

3 研究所長は、受託研究費が委託者から納入されたとき、委託者に対して、領収書（様式第 4 号）を交付するものとする。

4 受託研究費は本研究所の本会計に組み入れして処理する。

5 いったん納入された受託研究費は、これを返還しない。

ただし、天災その他の事由によって受託研究の履行が困難になった場合、研究所長はこの措置について、委託者と協議するものとする。

(受託研究者の決定)

第 5 条

受託研究を履行する本研究所の教員を受託研究者という。

2 受託研究者が二人以上になった場合は、受託共同研究という。

3 受託研究者の決定は、研究所長が当該教員の所属長の内諾を得たうえで行う。

4 受託研究者の受託研究履行上の手続きについては、別に定める。

(受託研究経費)

第 6 条

研究所長は、受託研究費から間接経費として 10% を控除した額の金員を受託研究経費として、受託研究者に交付する。

2 受託研究経費により購入した図書、資料、標本及び機械・器具は、本研究所の所有とする。

(報告書)

第 7 条

研究所長は、受託研究が終了した時は、委託者に対して速やかに研究終了の通知をするものとする。

(その他)

第 8 条

この規程その他特に定めがない事項について、疑義が生じた場合は、本研究所と委託者との協議によるものとする。

(所管)

第 9 条

受託研究の事務手続きの所管は会計担当とする。

附則この規程は、平成27年9月1日から施行する。